

大牟田市 SNS を活用した子ども・子育て情報発信業務 公募型プロポーザルに関する質問への回答

No.	区分	ページ	項目
1	参加資格	実施要領 P1	7.参加資格要件
質問	本市の競争入札参加資格者名簿への登載は参加の要件に含まれないという理解で良いか。また、契約の締結にあたって当該名簿への登載が必要となるか。		
回答	本市の競争入札参加資格者名簿への登載は参加の要件に含まれません。契約締結にあたって当該名簿への登載は不要です。		

No.	区分	ページ	項目
2	業務の概要	仕様書 P4	7.業務実施にかかる留意事項 (3)打合せ及び連絡調整
質問	月 1 回の定例打合せについて、オンライン会議による実施は可能か。可能な場合、対面での実施が必要となる回数または時期の目安があればご教示いただきたい。		
回答	毎月 1 回の定例打合せについては、オンライン会議での実施も可能です。 ただし、担当者との十分な意思疎通を図るとともに、業務内容を踏まえ本市の状況を的確に把握していただく観点から、必要に応じて対面での打合せにもご対応いただく場合があります。この点が担保されることを前提として、対面実施の回数や時期については特に定めません。		

No.	区分	ページ	項目
3	業務の概要	仕様書 P3	5.業務の概要 (5)その他②
質問	投稿内容の提出から承認までに要する標準的な期間を、営業日数でご教示いただきたい。また、イベントの告知など時機を要する投稿について、通常より短い期間で承認を受けられる運用の可否についても、あわせてご教示いただきたい。		
回答	投稿内容の提出から承認までに要する標準日数は 2 日です。また、内容・状況によっては通常より短い期間で承認することも可能です。		

No.	区分	ページ	項目
4	業務の概要	仕様書 P1	4.実施方針 5.業務の概要 (1)アカウントの開設・管理・運用①
質問	本市が既に運用している SNS(公式 LINE 等)や、本市の関係団体等が運用するアカウントとの相互紹介・連携投稿を、企画として提案することは可能か。可能な場合、連携の可否を確認すべき窓口や、事前協議の手順をご教示いただきたい。		
回答	企画として提案いただくことは可能です。確認すべき窓口や事前協議については、媒体により異なりますので、現段階ではお答えいたしかねますが、企画提案の段階で、連携の可否の確認や事前協議を済ませていることは求めません。		

No.	区分	ページ	項目
5	提出物	実施要領 P4	10.提出物 10
質問	「滞納のない証明書(原本)」について、当社は大牟田市税が課税されていないため、注記に従い本店所在地がある自治体(A 市)が発行する書類を提出する。 A 市が発行する「完納証明書(市税に係る徴収金に滞納がないことの証明書)」をもって足りるという理解で相違ないか。他に指定の証明書があればご教示いただきたい。		
回答	実施要領に記載のとおり、大牟田市税が課税されていない場合は、本店所在地の市町村等が発行する「市町村税の滞納がないことを証明する書類」をご提出ください。 なお、当該書類の名称は自治体によって異なるため、A 市が発行する証明書がこれに該当するかどうかについては、貴社にて A 市にご確認いただきますようお願いいたします。		

No.	区分	ページ	項目
6	提出物	実施要領 P4	10.提出物 11
質問	「法人税、消費税及び地方消費税の納税証明書(原本)」について、税務署が発行する納税証明書の様式の種類に指定があるか。		
回答	納税証明書「その 3 の 3」をご提出ください。(納税証明書「その 3」でも可)。		

No.	区分	ページ	項目						
7	提出物	実施要領 P4	10.提出物 11						
質問	「税務署及び都道府県が発行するもので発行後 3 ヶ月を超えないもの」とあるが、税務署が発行するものと都道府県が発行するものを、それぞれ 1 部ずつ提出するという理解で相違ないか。								
回答	要領の記載に誤りがありました。下記のとおり訂正いたします。 訂正前： <table><tr><td>11</td><td>法人税、消費税及び地方消費税の納税証明書(原本)</td><td>1 部 ・<u>税務署及び都道府県が発行するもの</u>で発行後 3 ヶ月を超えないもの</td></tr></table> 訂正後： <table><tr><td>11</td><td>法人税、消費税及び地方消費税の納税証明書(原本)</td><td>1 部 ・<u>税務署が発行するもの</u>で発行後 3 ヶ月を超えないもの</td></tr></table>			11	法人税、消費税及び地方消費税の納税証明書(原本)	1 部 ・ <u>税務署及び都道府県が発行するもの</u> で発行後 3 ヶ月を超えないもの	11	法人税、消費税及び地方消費税の納税証明書(原本)	1 部 ・ <u>税務署が発行するもの</u> で発行後 3 ヶ月を超えないもの
11	法人税、消費税及び地方消費税の納税証明書(原本)	1 部 ・ <u>税務署及び都道府県が発行するもの</u> で発行後 3 ヶ月を超えないもの							
11	法人税、消費税及び地方消費税の納税証明書(原本)	1 部 ・ <u>税務署が発行するもの</u> で発行後 3 ヶ月を超えないもの							

No.	区分	ページ	項目
8	提出物	実施要領 P4	10.提出物 11
質問	提出は「(原本)」とされているが、電子納税証明書(電子データ)を提出することは可能か。可能な場合は、その提出方法(電子メールでの送付等)もあわせてご教示いただきたい。		
回答	電子納税証明書での提出も可能です。その場合、PDF 形式で発行し、カラー印刷したものを他の必要書類と一緒に持参またはご郵送ください。		

No.	区分	ページ	項目
9	参加資格	実施要領 P1	7.参加資格 10.提出物
質問	法人設立を予定しているが、参加表明書の提出期限である令和 8 年 9 月 1 日時点では、法人設立前となる。この場合、本プロポーザルへの参加表明は可能か。 また、参加が可能な場合、参加表明時に提出が必要とされている「履歴事項全部証明書」について、法人設立後の提出とすることは可能か。		
回答	参加表明時点で、法人格を有することが要件となります。		

No.	区分	ページ	項目
10	提出物	実施要領 P3	10.提出物 2
質問	新設法人の場合、法人設立前に代表者又は所属予定者が従事した本事業に類する業務の実績について、「業務実績調書(書式 2)」に記載することは可能か。 また、その場合、当該実績を確認するために必要となる添付資料等があれば、ご教示いただきたい。		
回答	参加表明時点で法人格を有するものの、新設のため当該法人としての業務実績がない場合は、当該法人の代表者又は所属職員が従事した本事業に類する業務の実績を記載いただくことも可能です。この場合も、仕様書に記載のとおり、業務実績が確認できるものの写しを添付してください。ただし、実施要領 P5 の 13.欠格事項には十分ご注意ください。なお、参加表明時点で当該法人の職員でない者の業務実績は本事業に類する業務の実績とはみなしません。		

No.	区分	ページ	項目
11	提出物	実施要領 P4	10.提出物 10、11
質問	法人設立直後であり、法人としての課税実績及び納税実績がない場合、「滞納のない証明書」及び「法人税、消費税及び地方消費税の納税証明書」については、どのような書類を提出すればよいか。		
回答	法人設立届出書等で事業年度末が未到来であることを確認できれば 10、11 の提出は免除します。		

No.	区分	ページ	項目
12	業務の概要	仕様書 P4	7.業務実施にかかる留意事項（3）打合せ及び連絡調整
質問	月 1 回の打合せは、ZOOM 等のオンラインでも可能か。		
回答	回答No.2 のとおりです。		